

# 1880年代後半のイギリス対日政策

小林 隆 夫

## はじめに

筆者は先の機会にイギリス海軍による巨文島占領事件にまつわるイギリスの東アジア政策、特に中国・朝鮮の宗主国・属国関係についてのイギリスの態度について分析し、イギリスの政策は、朝鮮における中国の宗主権を認知して、その安全保障を中国に委ね、日本に対しては中国と協調させることによって、ロシアの朝鮮半島南下を抑制させることであったと結論付けた<sup>1)</sup>。その際、イギリス政府は巨文島からの撤退する過程において、英中日対露三国同盟の可能性をも模索したことにも触れたが、本稿においては、触れることが少なかった対日関係についてより詳しく論じてみたい。

イギリス海軍の巨文島占領から撤退にいたる時期、すなわち1885年春から1887年初頭の時期は、日英関係研究史上では、主として、英露超大国の対立の極東への波及に対する日本の国防意識の高まり、条約改正問題、そして朝鮮をめぐる中国との緊張という3点に関心が集中している。そして、ドイツの東アジア諸国における通商活動の増大と条約改正への介入という要素が絡む点が新しい要素として登場している<sup>2)</sup>。

その際、イギリス側からの視点において、巨文島占領事件に関するイギリスの対日政策の部分についての記述が比較的少ないのは、朝鮮に宗主権を主張する中国への対応に分析が集中していること、さらに英露の緊張を引き起こしたアフガニスタン境界問題も英露両国の交渉によって迅速に解決に向かったことによるものと考えられる。そのため、1885年春以降の日英関係研究史上の関心

は、巨文島問題ではなく、条約改正問題に集中しているといつてよい<sup>3)</sup>。

この点について、ヨーロッパ国際情勢の変化をも視野に入れて条約改正問題を論じたものとして、広瀬靖子氏の労作が著名である<sup>4)</sup>。広瀬氏は次のように論じた。①イギリスは本国資本の対日貿易拡大を求める声の高まりに応じるために、条約改正で譲歩を認めることの見返りに日本内地の開放の実現を目指そうとした。②イギリス駐日公使プランケット (Sir Francis Plunkett) は、そのための手段として、また、ドイツ外交団が自由貿易の原則を無視して国家ぐるみで対日貿易拡大に乗り出したことに対抗意識を高め、列国による「協力政策」の伝統から離脱して日本の要望に応じることを進言した。イギリス政府もドイツの進出を警戒してこれを容認した。③しかし、条約改正方針についてはすでに列国合同方式が採用されており、また、エジプトにおけるフランスとの対立、アジアにおけるロシアとの緊張拡大などに直面したイギリスは、列国との協調体制をとらざるを得なかった。④また、プランケットも彼の対日譲歩に対するイギリス商人の反発に遭遇して、対日非妥協路線に回帰した。⑤そのため日本側はドイツへの依存度を強め、ドイツに通商その他で便宜を与えるようになった。

広瀬氏の研究は、このように国際情勢を背景として、特に日本における英独対立を中心として、条約改正問題を論じている。これに対して筆者の主たる関心は、極東情勢の変化に対するイギリスの外交政策がどのようなものであったかを探ることにあり、条約改正問題をその一部として捉える点で異なる。確かにイギリスの東アジア政策の根

幹が自由貿易の拡大にあり、条約改正問題が大きな割合を占めるとはいつても、宗主権をめぐる日中間の緊張や極東におけるロシアの南下問題に対するイギリスの対応も政治外交史上で大きな問題であり、両方の関連を踏まえたうえで、イギリスの極東政策を総合的に論じるべきであろう。以上のことを踏まえて、イギリスの対日政策をプランケットの外交を中心として論じることとする。

## 1 巨文島事件前後の日英関係

プランケットが駐日公使に任命されたのは1883年、つまり前任者のパークス (Sir Harry Parkes) が中国公使として異動した直後のことであった。もっとも、プランケットが正式に公使として着任し、天皇に信任状を提出したのは1884年3月のことである。パークスは駐日公使として約20年という長期間勤務した。しかし、日本の近代化や発展はイギリスという文明国の後見によってのみ達成されうるといふ、いわば彼の家父長的・威圧的態度は在日イギリス商人からはイギリスの通商上の擁護者として評価されたが、イギリスの条約特権をかたくなに維持しようとした彼の態度は、条約改正を求める日本側と対立の度を強め、駐日公使としての最晩年には、パークス排斥運動さえ起こっていた<sup>5)</sup>。

プランケットの活動は、このような日本における反英感情によって損なわれた日英関係の修復の試みから開始された。在日イギリス商人は領事裁判権を含む条約特権を維持しようとし、日本全土の開放を求めている。プランケットもまた、イギリスの対日貿易の拡大を望み、日本全土の外国人に対する開放を好ましいものとしていた。しかし、彼はその要求を高圧的に日本に押し付けるのではなく、日本に譲歩することも必要であると考えていた。「(不平等条約という) 楔に初めて小さな終わりが来たことを認めなければならない時期が来たのである。イギリス商人は少しずつ慎重に(不平等条約の) 破壊を始める者に感謝することになるであろう。それは外国人が極めて警戒している領事裁判権という全体構造が突然崩壊することを防止することになるからである」。このよう

に考えていたプランケットは、日本が西欧文明化の道を日毎に辿っていることに注目し、それが日本と西欧諸国の関係を変えているばかりか、日本に対する列国相互の関係をも変え始めていることを認識していた。しかし、列国の対日関係上の利益が同一ではなくなっても、条約改正交渉では列国の結束が必要であるという矛盾も生まれ始めていたのである<sup>6)</sup>。

さらに厄介であったことは、東アジア全体をめぐる列国の利害対立も同時に深刻化していたことであった。具体的にはヴェトナムに対するフランスの侵略、甲申事変の事後処理をめぐる朝鮮における中国との対立、そして極東における英露抗争の高まりに動揺する日本に対し、イギリスが条約改正問題も含めていかに対応するかという問題であった。

さて、その日本の対外問題への関心の推移について、プランケットは1885年2月、公使館付書記官ガビンズ (John H. Gubbins) による分析をイギリス外務省に報告している<sup>7)</sup>。ガビンズは、日本の新聞において、ヨーロッパ国際政治への関心がここ数年間高まっており、そしてその関心が条約改正を求める声と、清仏戦争によって刺激されたもの2つにあるという。そして、もしそれら新聞の見解が日本の政治的思潮を正しく反映しているものとすれば、日本の世論は、日本は一方で対西洋、他方で対中国・朝鮮問題に関する適切な政策をどうするかにおいて分裂しているとして、大体以下のように要約している。

中国に対する日本人の感情は、ここ数年友好以外の何物でもないが、フランスがヴェトナムで勝利し、世界のさまざまな地域をヨーロッパ列強が植民地化している状況が、中国に対する日本の敵意の増大を抑制している。そして、日中間の攻守同盟と日中両国による朝鮮の独立維持が望ましいとする意見が唱えられている。この見解の根拠として、フランスが台湾を占拠した場合に日本に脅威となること、日本近辺へのロシアの南下、中国と日本の地理的接近性、そして中国との人種・言語的接近性、治外法権の

廃止を得るための共同行動をとることの有利性、そして中国が弱体化すると却って日本に脅威が高まるとする理由がある。

特にフランスの台湾占領はまだ漠然とした状況のために強い危機感は生まれていないが、ロシアの日本近辺への進出はパニックに近い状況を生み出すかもしれない。ロシアの南進はアムール川流域と朝鮮国境部においてなされる可能性があるが、アムール川方面においては中国の抵抗力が大きく、一方朝鮮においては無抵抗なために、ロシアの進出は朝鮮に対して向けられると見られている。それゆえ、それを防止するためには、中国と日本が公式に朝鮮の独立を保障することが必要となる。

この見解に対する反論は、中国は日本が協調して西洋列強に対抗するには弱すぎる、中国と日本の利益は同一には程遠く、かつ中国の根底にある反日感情が両国の同盟の道を閉ざしている、というものである。

ガビンズはこのように分析し、日本の新聞の論調の結論として次のように述べている。「中国を犠牲とする西欧の勝利は、危険な隣人（中国）の政治的滅亡のために支払わなければならない高価な対価であるにもかかわらず、日本は逆戻りするにはあまりにも先に、自ら選択した新路線に進んでしまっている。日本はこの状況を受け入れなければならない。日本は、その東方の隣国に対する侵略政策に反対であり、そして東アジア情勢の現状維持を好むかもしれないが、西洋の侵略と中国・朝鮮の絶望的状况は、日本が西洋の側にその運命を投じる以外になく、そして東アジアにおける盟主となる以外に選択の余地がないことを明らかにしている」<sup>8)</sup>。

ガビンズの分析に見られるように、ロシアの南進に対して日本が中国と協力して対抗するか、それとも西洋のある国と同盟して進出路線をとるかという点は、プランケットにとって大いに気になる点であった。駐華公使であったトマス＝ウェイド（Sir Thomas Wade）は、すでに日本が朝鮮問題で日本がロシアと同盟して朝鮮を分割する可

能性を憂慮していた。そしてヴェトナムをめぐる中国とフランスの争いにおいて、日本が宗主権に反対している点で利害が共通しているフランスと同盟する噂も流布していた。このような状況において日本が西洋のどの国と結ぶか、そして、1880年代半ばに入って東アジア諸国に急速に通商拡大路線を進めていたドイツに日本が接近する気配を見せ始めたことに対して、イギリスの対日政策をどのように形成していくかがプランケットの関心事となっていった。東アジアにおいてイギリスは自由貿易主義に基づく自由放任政策をとっており、中国においては外国貿易の80%を独占していた。しかし、1880年代に入ってフランス、アメリカ、そしてドイツの企業活動が活発化し、政府は民間の経済活動には介入しないとしたイギリスの自由放任政策にかげりが見え始めていた。1884年6月、ポンスフット外務次官は外国の活動はイギリス公使の権限の枠内にとどまらず、自国民の資金供与をも交渉している、これに対して政府の支援が得られないイギリス商人の不満が高まっていると指摘していた。特にドイツ駐日公使は日本における自国民の企業活動を積極的に支援し、それがプランケットの神経を刺激していたのである<sup>9)</sup>。

1885年3月、井上馨外務卿及び伊藤博文参議と会談したプランケットは、この2人が西洋列強によるアジア・アフリカへの侵略に脅威を感じており、外国との友好的関係を築かなければ日本の侵略の餌食となると恐れていると感じ取った。しかしプランケットは、伊藤がドイツのビスマルクを賛美し、対独友好を重視しようとしたことに対して、次のように警告を放った。ドイツはアジアにおいて重要な地位を占めることはできない。ドイツはヨーロッパにおいて露仏が同盟することを恐れており、ビスマルクはそれを阻止するために一方でフランスに中国との戦争をけしかけ、他方で中国の敗北を阻止するために中国へ多くのドイツ人仕官を送り込んでいるのである。また、エジプト問題で英仏間の敵意を煽り、フランスが対英問題に縛り付けられるように仕向けている。ドイツ皇帝が突然亡くなればドイツはしばらく

く国内問題に専念するかもしれないが、そのとき日本はイギリス、ロシア、アメリカの3国を常に当てにしなければならないだろう。アメリカは海外問題に時間を費やすことはできない、一方、日本はイギリスを恐れる理由はなく、イギリスの日本における利益は日本が強力になってロシアの侵略に対抗し、イギリス製品をより多く購入できるようになることである。プランケットはこのように述べ、日本はイギリスのリードに従うべきであると、伊藤に強調した<sup>10)</sup>。

このようにめまぐるしく変わる国際情勢のなかで、日本がイギリス以外の国に接近することを防止することがプランケットの関心となっていく。プランケットは次のように述べている。「日本はロシアの災いから自国の安全を保障してくれる国ならどんな国であろうと協力するであろう。また、公然とロシアに敵対するとも思われない<sup>11)</sup>」。

このような中で4月初め、イギリス海軍による巨文島占領が実施された。この事件は中央アジアにおける英露領超大国の境界争いの影響が東アジアに波及したものであったことは周知のとおりであるが、その英露間の対立が日本本土にも及んだかと思わせる事件が横浜で起こった。その事件とは、5月上旬にイギリス軍艦「アガメムノン」号が「サファイア」、「スイフト」号を伴って横浜に入港した時、ロシア軍艦「ウラディミール・モナク」号が砲口を「アガメムノン」に向け、かつ魚雷発射準備を行ったものである。「アガメムノン」艦長のロング提督 (Captain Long) はプランケットと協議の上、英艦を横須賀に引き返すことが賢明であると結論した。そうしておいてロング提督はロシア提督クラウン (Captain Crown) に抗議したが、クラウンは、英露開戦の際に日本が中立を維持することは疑わしく、また、イギリスはこれまで幾度となく諸国の中立を侵犯した前歴があるため、予期していなかった英艦の来航に対して予防措置を取ったのだ、と弁明した<sup>12)</sup>。一方、プランケットが会談したロシア駐日公使ダヴィドフ (Aleksandr P. Davydov) は、英露両国が開戦するならば、ロシアの目的は日本の諸港にけるイギリス船を捕獲することではなく、日本領である小笠

原、宮古島などの一連の島嶼を対英作戦基地にすることであると匂わせた<sup>13)</sup>。

結局この事件は現地の英露両提督間で無用の紛争を避ける配慮がなされ、それ以上のこともなく収拾された。一方、英露間の対立は、アフガニスタン周辺部における英露の境界線を確定する交渉をすることに両国の合意が成立し、85年夏以降次第に緩和されていく。また、ヴェトナムをめぐる中仏間の抗争も、春に和解が成立した。これに代わってドイツの日本における影響力の拡大という側面がプランケットの神経を刺激していくことになった。すなわち6月中旬、プランケットは横浜の有力なイギリス商人から、「ビスマルクがドイツ商人に有利となるようなやり方で、イギリスの通商上の利益に害を与えている」との情報を受けた。それによると「ビスマルクは海軍卿の川村 (純義)、陸軍卿の西郷 (従道) らに書簡を送り、蒸気船建造に必要な部品を購入する際に、イリーズ会社 (Firm of Illies) を通して調達を行うように推挙し、それに対して日本の大臣たちはビスマルクの好意に報いなければならないと考えて、連合蒸気船会社に対してイリーズの代理人を通して外国製部品を発注するように指示した」という。プランケットはこれを聞いて、ビスマルクの介入の噂は十分根拠があるものと断定した<sup>14)</sup>。

1880年代半ばにおける極東情勢の急速な変化、具体的には、イギリスの標榜する自由貿易主義の原則を無視するかのようなドイツの国家ぐるみの通商への割り込み、ロシアの反英的態度、そしてフランス公使の条約改正問題に対するあいまいな態度によって、プランケットは列国の東アジア諸国に対する際の協調的精神が崩れ始めたと考えた。そして、対日条約改正問題における列国の協調は果たしてイギリスにとって本当に有益なのかどうかについても次のように懐疑的になっていった。

アメリカ公使が交代することにより、ドイツ公使のデンホフ伯 (Otto Graf von Doenhoff) が外交団長老となる。デンホフ公使はベルリンと共同して外交上異例な介入によってドイツの通

商上の利益を拡大しようとしている。もちろんイギリスの利益に直接有害となると思われる理由がある。……ロシア公使は、横浜英字新聞が表したロシアへの敵意の責任は私にあると噂している。イタリア、ベルギー、オランダ、スペイン、ポルトガル代表は、私と共同行動する気配がある。しかし、対日条約改正問題では、限りなく細部に及ぶ問題について約15の代表全員を一致させることが可能かどうかは未解決の問題である。

イギリスの日本における利益に関していえば、当地の外国人はもはや結束しておらず、よってイギリスはもし日本と便宜性さえ協議しさえすれば、もっとよい取引をすることができるという意見を繰り返さざるを得ない。……フランス・ドイツ・ロシアとの日本における必要な限りでの協調はもはや無用であるばかりか、有害である。それゆえ、条約改正の細部においては外務大臣閣下が私にすでにお認めいただいた自由裁量権に付け加えて、私の同僚との正確な協力において、私にある種の自由を認めてくださると幸いである<sup>15)</sup>。

プランケットは対日条約改正問題において、列国との協調を継続する必要性は認識していた。しかし、イギリスの利益を守るために厳格な協調は必要なく、殊細やかな規定については単独行動をとる必要があるというのである。そして外務次官のカリー（Philip Currie）に対しても、同様の意見を打ち明けている。

清仏戦争は不幸な結末に終わった。英露の紛争と巨文島の占領によって、極東の状況はそれ以前とは極めて異なった局面を拡大している。さらにその他の要因はすでに生まれた変化をさらに加速化させている。イギリスの当地における利益は、物質的にその他ヨーロッパ列強のそれとは異なる。ドイツは至るところで自国商人を国家の支出によって後援することに熱心である<sup>16)</sup>。

イギリス外務省はこのようなプランケットの意見を検討し、それに同意した。「イギリスの利益は外国と行動する際の絶対的な協調の維持によって犠牲にされるべきではない。外国代表がイギリスの通商上の利益に害となる干渉を行なう際には、君は自由にイギリスの通商に対して支持を与えてよい」<sup>17)</sup>。

## 2 英独競争の高まりとプランケット

1885年秋までにはプランケットの主たる関心は、条約改正、そしてドイツによる日本における影響力の更なる拡大に対抗して、いかに親英的感情を日本政府内に育むかという課題に向けられていた。プランケットは7月、西郷従道陸軍中將の訪欧に先立ち、訪英を特に重視するよう西郷を説得し、日本は将来、日本近海で英露の対立が生じる際の準備をしておかなければならない、そのためにイギリス海軍をモデルとした海軍の組織作りをしなければならぬと強調した。そしてイギリス政府に対しても、西郷のイギリス海軍関係諸施設訪問に際しては便宜を図ってくれるように要請した<sup>18)</sup>。

プランケットは次にガビンズを外務省に派遣し、吉田清成外務大輔に対して、ドイツの日本政府に対する圧力がイギリスの通商に害を与え、日本政府の高官がドイツ公使に好意を持っていることに多くのイギリス商人が不満を持っていると警告した。吉田はこれに対して、ドイツ公使の申し立ては極めて執拗であって、日本政府も困惑していると打ち明け、井上外務卿もまた、ドイツ公使はきわめて強圧的で無分別であり、日本を当惑させていると認めたのである<sup>19)</sup>。

そうした中で、ガビンズは報知新聞論調に見る、日本におけるイギリスとドイツの立場を比較した。

- ① イギリスは日本においてもっとも大きな利益を有しているが、ここ数年はドイツの影響力が高まっている。
- ② イギリス人はパークスが中国に異動したことを悔やんでいるが、日本人は喜んでいる。
- ③ プランケット氏の就任以来、日本の対英友

好感情は高まっている。

- ④ 巨文島占領問題は、日本のイギリスに対する信頼を損なった。
- ⑤ イギリスが日本に対する影響力を低下させているのは、イギリス人の欠陥のせいである。イギリスは力によって権力を作り維持してきたが、力に基づく影響力など長続きしない。
- ⑥ ドイツは通商・政治・科学において東アジアに地位を確立しようとして精力をつぎ込んでいる。
- ⑦ 日本には親英派と親独派が存在しているが、ドイツの政策がより好意的なものとなるとイギリスの対日影響力が低下するため、イギリス政府は政策を変更するものと期待される。それは条約改正においてである。

このようなガピンズによる報知新聞論説の紹介について、プランケットは報知新聞は野党系新聞ではあるが、それはしばしば日本政府が公に表明している見解と一致しており、それゆえ日本政府の見解を公に表明しているとみなした<sup>20)</sup>。その結果、日本政府内では親独派と見られる伊藤博文の力が強まり、これに反して親英派の井上外務卿の力は低下している、とプランケットは判断した。そのため彼は伊藤や井上に対して「イギリス政府が日本と友好的な了解を築くことを極めて重視している」と印象付け、日本がヨーロッパ諸国のどこにもましてイギリスに同情や支援を見出すように要請した。しかし、伊藤と井上はそれを「それほど強くは望んでいない」とプランケットは記している<sup>21)</sup>。

プランケットの警戒は、1885年9月にベルリン駐在大使青木周蔵が帰国して外務大輔となって条約改正会議に加わり、そして翌86年1月にドイツ駐日公使がデンホフからホルレーベン(Baron von Holleben)に交代する情報が伝わると、ますます強まった。「日本人の中にはドイツをイギリスにけしかけることで、つまり外国同士をけしかけさせることで条約改正において日本に好条件が得られるとする不幸な考えがある。デンホフ公使は日本にこのような誤った政策を促したと私は信

じている。もちろん伊藤はこのドイツ人の助言がいかにも誤りに満ちたものか理解しているに違いない。……日本は一時ドイツに媚を売るかもしれないが、日本はロシアの庇護下に入ることを望むのでなければ、イギリスかアメリカに、正当な援助を求めなくてはならない。ドイツはその基地が遠くにあるため、だます以外に何の力もないのである」<sup>22)</sup>。

プランケットは伊藤に対して、「日本の内閣のような一組の啓蒙的な人々、特にヨーロッパに長く滞在した伊藤自身が、日本にとって健全な政策とは、他方によって拒否されている国に好意を示すことで両国の間に溝を作り出すことではなく、イギリスとドイツを協力させることであるのなぜ理解できないのか」と、驚きの念を表明した。

プランケットの執拗な追及に対して、伊藤は、プランケットがこの数年間日本に好意的であることは認めたが、伊藤自身にも発言の自由はあるとして、次のように語った。「もしドイツが現在日本においてある程度の好感を得たとするならば、……それは主に2つの理由によるものである。その一つはイギリスに責任がある。イギリスはサー・ハリー・パークスが追求した政策が適切ではないと認識してから何年もその政策を行っている。ドイツはこの過ちを巧みに利用しているのだ。イギリス公使から不当に扱われている間に、日本に対して支援や慰めを求めるよう、善意で働いているドイツ公使の一貫した甘言に乗ってはいけないというのは、人の性に反することなのか」。

伊藤はこのように反発し、さらに第2の理由として、「日本の新憲法と法典をプロイセンのそれに基づいて作り出すことを試行錯誤と検討の上で決定したことだ」と指摘した。「イギリス憲法が日本のモデルとして却下されたのは、それが何世紀にも及んで育まれたものであって、アジアの地に移植できるものではないからだ」<sup>23)</sup>。

もっとも伊藤のこのような発言は、伊藤が完全にドイツに依存していることを決して意味しない。伊藤は、イギリス政府は日本において外国外交団相互の競争を促してはいない、とプランケットから聞いて幾分驚いた。そして伊藤はこの会談

の最後にイギリスに対する善意を新たに表明し、「極東における先導的影響力を行使する大国と、もっとも友好的関係を育みたいという望みを表明した」<sup>24)</sup>。

さて、条約改正に関する列国共同会議は1886年5月1日より開始された。プランケットはドイツ代表に不信感を抱いてはいたが、対日外交の主導権をイギリスが保持するためにもドイツ委員と共同する必要を認め、英独共同で内地開放を条件として領事裁判権を廃止する提案を日本政府に申し出た。日本政府は英独公使のこのような対日友好政策を評価して、天皇による旭日大綬章の叙勲を両公使に伝達した。すでに叙勲していたプランケットは本国政府の規定により叙勲を断った。しかし、天皇の好意を固辞すると、ドイツ公使が単独で受勲することとなり、そうなる日本が将来を託する国はドイツであるとの誤解を日本国民の間に広げかねないとも心配させたのである<sup>25)</sup>。

### 3 長崎事件と日中問題

プランケットの関心がドイツにもっぱら注がれているときに、日中間の緊張が再び高まった。中国は朝鮮においてイギリスの事実上の了解のもとに宗主権を強化する一方、1886年8月には丁汝昌率いる中国北洋艦隊を長崎に来航させ、日本にその威力を誇示した。8月13日夜、中国人水兵が上陸して長崎の遊郭で暴行を働き日本人巡査と衝突、15日夜、約300名の中国人水兵が上陸して日本人巡査と再度衝突し、死者10名、重傷者8名を出す騒ぎが起こった。長崎事件である。イギリス長崎領事エンズリー (J. J. Enslee) はプランケットに事件を通報、同じくイギリス上海領事もさらに4隻の中国軍艦が長崎に向かったと通報、プランケットを不安にさせた<sup>26)</sup>。日本世論は激昂し、対清断交説も飛び交ったが、日本政府は事件收拾を急ぎ、長崎県知事日下義雄、外務省官吏鳩山和夫、さらに司法省法律顧問のカークウッド (W. M. Kirkwood) らを、一方、中国側は蔡軒領事、中国政府税務顧問のドラモンド (J. Drummond) らをそれぞれ交渉に当たさせたが、交渉は長引いた。

プランケットはイギリス人現地逗留者の情報のもとに、事件は中国人水兵の狼藉に原因があるとみなし、さらに中国公使や領事が調査を遅らせ、そしてドラモンドを調査のために中国から呼び寄せたことが、日本側に対抗上カークウッドを長崎に派遣させる事態に発展させて解決を遅らせていると判断した。「事件の長期化は日中両国にとって危険になりかねない」とプランケットは中国公使を批判している<sup>27)</sup>。

日本政府は中国の動きに警戒を強めた。そして、伊藤はプランケットに対して、中国は朝鮮国王を廃位して併合するかもしれない、朝鮮において中国が事前に日本に協議せずに突然そのような行動に出れば、日本の好戦派に対する伊藤の立場は無様なものとなるだろう、そして「朝鮮に関する中国の意図が何であれ、中国はまず、その行為が日本内部にもたらしかねない危機を最小限に抑えるために必要な措置を伊藤がとることができるよう、私的に通知すべきである」と語った。さらに伊藤はイギリス駐華公使ワルシャム (Sir Robert Walsham) を通して、以上の内容を中国政府に通知してもらいたいと依頼した。これに対してプランケットは逆に「そのような事前の中国政府からの通告があれば、日本は中国による朝鮮併合に異議を唱えないのか」と逆襲した。結局プランケットは伊藤との会談から見て、「伊藤は自身の信用を落とすことはしないであろう」、「伊藤は朝鮮が独立を維持することを好ましいとしながらも、中国とロシアという2悪のうち、中国がロシアよりも早く朝鮮を併合するであろうと考えている」と推測、ワルシャムに会談の内容を伝えたのであった<sup>28)</sup>。

その間、中国公使蔡軒はプランケットに対し、長崎事件をめぐって日中間の緊張が高まっていると告げた。さらに蔡軒は、日中交渉の経過として、井上から日中両国がそれぞれの過失者を処罰し、さらに長崎県知事と中国提督を譴責してはどうかという妥協案が提示された。これに対して中国政府は異議を唱え、日中両国が相互に与えた犠牲に対して同じ割合で償金を支払うことを主張した。しかし、今度は井上がそれを拒否した、とプ

ランケットに伝えた。12月7日、これに基づいてランケットが伊藤と井上に対して中国公使から長崎事件の平和的解決の依頼があった旨を伝えると、2人は、長崎事件は国際問題に転化されるべきものではないし、中国は日本を侮辱しているので、仲裁を受け入れるつもりはない、と反発した。

特に井上は、中国に対する不満をあからさまに表現した。「中国の日本に対する態度は一貫して非友好的である。特に日中間の条約改正については、中国は日本から破格の条件を得るのでなければ、自ら条約改正に応じようとはしない。中国はこのようにして日本が世界の国々と条約改正を行なうことを妨害している。朝鮮においても中国の行動は非友好的であり、両国間に争いの原因がなくとも、中国は琉球に関する（宗主権の）要求を復活する機会とばかりに敵意を高めている」、と井上はランケットに語り、さらに「一体、自分と伊藤がここ数年、日本における反中国感情を緩和できるようなことはしてこなかったのか、中国政府との関係を改善できることは何もしてこなかったというのか」、と訴えた。ランケットは中国と開戦しないよう慎重にすべきだ、日中両国の具体的利益は平和であり、戦争はロシアの朝鮮侵略を促し、そしてヨーロッパのある一国が干渉すれば、他のヨーロッパ諸国も次々に干渉するであろう、日本は財政的政治的事情からこの時期に戦争をするべきではない、と応じた<sup>29)</sup>。

ランケットは、日中間の戦争がロシアの朝鮮南下を促進し、それが日本の危機とイギリスの利益に害となるという従来イギリスの外交方針に基づいて、日本に自制を促したといえよう。

#### 4 長崎事件の結末と反独感情の再燃

長崎事件をめぐる日中交渉は、日中双方からあい矛盾する申し立てがなされ、長期化することが予想されていた。しかし、1887年2月に突然和解が成立し、その急転振りはランケットを訝しがらせた。その後ランケットは、日中和解にドイツ公使が介入したと知り、驚きの念を表明する。というのは、ホルレーベン公使は1月末に、

ヨーロッパ諸国は日中間の問題に介入するべきではないというランケットの意見に同意していたからであり、それが2月8日になってドイツ公使館において青木外務次官と中国公使との会談を仲介したことを明らかにしたからである。その結果、ランケットは条約改正においてドイツがイギリスと協調すると保証したことは信用できなくなったとみなし、再度ドイツ外交団が日本政府に対して私的に通商協定を交渉中ではないかと強く疑った。また、井上も青木が彼に事前に相談することなくこの会談を行ったことを後日知らされたと語り、これを聞いたランケットは、ドイツ公使館における日中秘密交渉の背景には、日本政府内に井上を追放して親独派の青木を外相につける計画が存在しているのではないかとまで疑った<sup>30)</sup>。

ランケットの不信はこの時期に頂点に達していたと思われる。2月中旬、ランケットはイギリス外務省に「ドイツ公使がまたイギリスの利益に反する行動をしている。そして日本の外務次官を通して日本外務省を支配している」と述べ、3月には伊藤が雇用したドイツ人モール (Mohl) の給与に関してまで苦言を呈した。一介の作法講習役に過ぎないモールになぜ30,000マルクの高給を支払い、最良の住宅まであてがうのか、「日本政府はドイツに係わりすぎたと気づいてからでは遅すぎる」、「私よりも独立国家日本に対して好意的な人物はいない」と言い切った<sup>31)</sup>。

ランケットの執拗なまでの追及に対し日本側も反発を強めた。1887年2月初旬、イギリスは中国・ロシアと了解を得て、巨文島問題から2月に撤退を完了したが、撤退作業に関して青木はランケットに対し、イギリスが巨文島から撤退するのは、巨文島は保持する価値がないからであり、次の機会に確保すべき良港を選択しているのだ、と日本政府内には疑う者がいる、と批判した。後日青木はさらに、「自分がドイツに偏向しているという多くの噂が流布しているが憤慨している。ドイツに長らく住んで多くのドイツ人友人はいるが、すべてにドイツを範とすることを望んでいるわけではない」とランケットに不満をぶ

ちまけた<sup>32)</sup>。伊藤博文もまた、日本はドイツの命令に従属しないし、ドイツは決して日本で優遇されてもいない、いかなる外国も日本の行動を支配しようとはしていない、と反発した。

ホルレーベンもまた、「ドイツの日本における影響力の明らかな増大にプランケットが当惑して疑っている、と様々な方面から聞かされている」とプランケットに苦情を述べ、長崎事件については日中に属する秘密保持も問題があることをイギリス公使は認識しなければならない」と指摘し、最後に「ホルレーベン自身の方針はプランケットと協調して働くことであり、そして英独間に過去に存在した良好な関係を破壊しようとする外国公使の試みに、プランケットが関心を持たないと信頼している」と結んだ<sup>33)</sup>。

長崎事件をめぐる日独裏取引疑惑は3月27日に井上が正式に状況説明を行い、日中間の平和維持にイギリスの尽力を要請することによって一応収まった。井上は「長崎事件に関する協定によって日中間の問題の原因は除去された。しかし、日中関係はきわめて不安定であり、どんな事件によってでも深刻な影響を受けるであろう」と述べ、今回の事件を契機として中国との永久的了解につなげることが日本政府の希望であるとして、プランケットの尽力を依頼した。しかし、プランケットはまだ井上を疑っていたのであろう。プランケットは、井上と同じ目的をドイツの尽力によって達成しようとしているのではないか、イギリスの支援を求めるのならば、完全に率直に話してくれる必要があると言いつ返している。

プランケットの不信に対して、井上は事件について次のように語った。ドイツ公使が自ら介入したいと言い張った、日本は彼に何も依頼してないし、中国政府に依頼したこともない。しかし、ドイツ公使は一役果たすことを好んでいたようであり、中国公使が彼に今回の一件を相談した機会を利用したのだ。このように井上はプランケットに「長々と釈明」し、「日中問題について相談したいのはイギリス公使ただ一人である」と言い、次のように続けた。

中国と日本の間の完全に良好な関係をもたらす唯一の方法は、両国にとって共通な利益と目的を築くことである。……両国にとってきわめて重要な利益と目的は一つである。それはイギリスにも等しく重大な利益となると信じる。イギリスは中国に大きな影響力を持っており、ドイツの日本における傾向がなんと言われていようが、それはひどく誇張されているに過ぎない。イギリスは日本において重大な影響力を行使しなくてはならない。この日中両国に対する二重の影響力を、日英中3国の利益に用いることは可能ではないか。これを実現するためには、ロシアの拡張に対する共通の秘密の了解によって3国が結束する以外に何かよい方法があるだろうか<sup>34)</sup>。

井上の趣旨は日英中3国対露同盟の示唆であった。井上は、ロシアが日本周辺に海軍を増強し、朝鮮へ足場を固める試みを続けている、と述べ、さらにイギリス下院で巨文島撤退に先立ってイギリスが中国から保証を得たとの説明がなされたとの記事がタイムズに掲載された件につき、ロシア駐日公使が井上を訪ね、プランケットから説明を得るように求められたと打ち明けた。そして、プランケットによる説明が不十分なときには、日本はどのように対応するつもりか、と質問されたと言った<sup>35)</sup>。このような井上の質問にプランケットは次のように回答した。

井上の問い合わせの趣旨は、私が自由に回答するにはあまりに重大すぎるので、イギリス外相に彼の発言を伝達して、その指示を仰ぐこととした。しかし、日中間の良好な理解を築くことについては、3国間の秘密協定よりもはるかに単純な手段で、その結果が得られるように思われる。日中間の主要な争点は朝鮮、琉球、そして条約改正である。日本は中国に対して、朝鮮に関するすべての実体を伴わない条項を廃止するが、その見返りとして、中国は日本との通商条約の改正に合意すること、そして日本の琉球に対する主権を全面的に承認することを基礎

として妥協するよう提案することが賢明ではないのか<sup>36)</sup>。

このような発言は、朝鮮においては中国公使オコーナー (Sir Nicholas O'Connor) 同様、イギリスが中国の優越を支持していることを、プランケット自身もまた認めていることを示していたといえよう。

### おわりに

プランケットは、変動する国際情勢の中において動揺する日本に対し、イギリスが引き続き主導的地位を維持することに精力を注いだ。そのプランケットの日本政府に対する外交において明らかとなったことは、イギリス側の資料から見る限り、日本政府内におけるドイツの影響力はプランケットが案ずるよりも少ないものであったということである。日本政府、特に井上外相は日本の国力の限界を踏まえて、朝鮮問題において一時的に中国に妥協的な外交を追求していた。その限りにおいて井上外交は、朝鮮における中国の影響力拡大を黙認し、日中友好によってロシアの南下を抑制しようとしたプランケットの意図に沿うものであった。日本政府は条約改正においてドイツに期待はしたものの、極東において圧倒的な影響力を持つイギリスから脱却することはできなかったし、そうすることも得策ではないと考えていたといえよう。もっとも、プランケットは日本の進歩に理解を示して譲歩さえもいとわなかったにもかかわらず、ヨーロッパ列強の極東進出のなかで揺れ動く日本の外交に対して不信感を強め、強硬な発言をとるといふ皮肉な行動をとったのである。

ところで、イギリス政府はこのようなプランケットの対日外交をどのように捉えていたのであろうか。イギリス外務省は横浜におけるイギリス艦隊のロシア軍艦との対立事件を重視して海軍省へ報告するとともに、イギリス艦隊の回避行動を評価した<sup>37)</sup>。一方、貿易省は外務省から打診された「日本におけるイギリスの利益を拡大するために、譲歩と宥和の政策をとりたいというプランケット

の提案を考慮し、……完全に同意した」<sup>38)</sup>。また、イギリス外務省は西郷訪英に際し、プランケットの依頼どおりに関係省庁へ連絡し、西郷の諸施設視察の便宜を図った<sup>39)</sup>。

井上がプランケットに打ち明けた日英中3国協定構想については、外務省はヴィクトリア女王に文書を提出したうえで、プランケットの対応を承認した。「3日の第78号文書を女王に提出した。井上外相と会談し、井上が日中関係につき、イギリス政府が日中間の良好な関係をもたらしてくれるように望んでいると語ったと言う件である。イギリス政府は日中両国に受け入れられるような方法で、そのような了解を促すように尽力することを幸いに思う。井上外相が英中日間の3国秘密条約を作るべきだと述べた提案には、貴下がその文書中で繰り返した発言を承認する」<sup>40)</sup>。

このようにしてイギリス外務省はプランケットの対日政策をほぼ追認し、引き続き朝鮮については中国の優越を認めたとうえで、ロシアに対抗するために日中関係を取り持つと言う政策を再確認した。

しかし、ドイツの日本における活動に対するプランケットの警戒意識の増大については、イギリス外務省内では次第に疑問の声が高まっていた。外務省や貿易省は対日貿易の拡大については一貫して強い関心を示していたし、ドイツ公使の介入がイギリスの通商へ害をなすと言うプランケットの意見を承認していた。しかし、条約改正や通商に関わるドイツの介入の度合いについて、イギリス政府はドイツ政府と連絡を取ってドイツ政府の方針を確認し、次のように判断した。

プランケット氏はどの点においてドイツ公使がイギリスに反する行動をとっているのか明らかにしていない。我々が知る限り、彼は条約改正交渉の我々の提案に異議を唱えている判事の問題においては、ドイツ政府が率直に彼らの見解を我々に伝えてきている。

ドイツ公使は明らかにドイツ企業を大いに宣伝している。しかし、それはドイツ式のやり方であって、その件について我々は彼や彼の政府

とけんかすることはできない。

事の真相は、ドイツ公使がプランケットより日本人の間でより大きな影響力を持ち、そして日本人が耳を傾けていると言うことではないか。プランケットに対してさらに説明を求めたほうがよいのかもしれない<sup>41)</sup>。

このように、イギリス政府は日本におけるドイツの影響力の拡大についての関心は示したものの、特に重大関心事とはしなかった。それはこの時期イギリス政治の主導者であったソールズベリが1890年のビスマルク退陣まで一貫して対独友好政策を重視したこととも関係があると思われる<sup>42)</sup>。しかし、それよりも重要なことは、ドイツ公使による私企業の活動への介入と支援に対して批判を強めながらも、プランケット自身はイギリス私企業の対日貿易拡大のための具体的支援を行なわなかったことである。東アジアで活動するイギリス商人の最たる不満は、イギリス政府が海外における自国企業の活動に支援を与えなかったことであったが、プランケットもまた、その必要性を認めながらも、実践を躊躇したのであった。イギリス外交官は民間の通商活動に介入すべきではないとする伝統的意識が強く、実際に介入をためらった、とプラットは指摘しているが<sup>43)</sup>、プランケットの行動は自由貿易の伝統にこだわるイギリス外交の一面を浮彫りにしていたのである。

## 註

- 1) 拙稿「イギリスの巨文島占領（1885）と対中日政策Ⅰ」『人間文化』（愛知学院大学人間文化研究所紀要、第20号、2005年）191-206頁、「イギリスの巨文島占領（1885）と対中日政策Ⅱ」『愛知学院大学文学部紀要』第35号、2006年、31-40頁。
- 2) 1880年代後半の英独の極東における抗争を論じるものとして、Ian Nish, “Japan’s Modernization and Anglo-German Rivalry in the 1880’s”, *Collected Writings of IAN NISH, Part 2, Japan, Russia and East Asia* (Tokyo: Edition Synapse, 2001), pp. 46-63がある。Hugh Cortazzi, “Sir Francis Plunkett. Minister to Japan, 1884-1887”, Hugh Cortazzi ed., *British Envoys in Japan 1859-1872* (Kent: Global Oriental, 2004), pp. 53-62, はプランケットの簡潔な伝記である。
- 3) イギリス側資料を多く利用した条約改正問題に関する最近の研究として、藤原明久『日本条約改正史の研究——井上・大熊の改正交渉と欧米列国——』（雄松堂出版、2004年）があるが、文字通り条約の改正点をめぐる交渉過程の分析が中心となっている。日本外交史研究者の巨文島事件に対する関心は、この事件がその後の日本外交の変化に与えた影響の大きさに集中している。その要約については、加藤陽子『戦争の日本近現代史』（講談社、2002年）を参照。
- 4) 広瀬靖子「井上条約改正交渉に関する一考察」近代中国研究委員会編『近代中国研究』第7輯（東京大学出版会、1966年）、301-483頁。
- 5) Gordon Daniels, *Sir Harry Parkes, British Representative in Japan 1865-83*, (Richmond: Japan Library, 1996), chapter 11.
- 6) Cortazzi, *op. cit.*, p. 57.
- 7) Memorandum by Mr. Gubbins in F.O.46/328/55, Plunkett to Granville, February 18, 1885, inclosure.
- 8) F.O. 46/328/71, secret, Plunkett to Granville, March 12, 1885.
- 9) D. C. M. Platt, *Finance, Trade and Politics in British Foreign Policy 1815-1914*, (Oxford: Clarendon Press, 1968), pp. 270-273.
- 10) *Ibid.*
- 11) F.O. 46/329/87, very confidential, Plunkett to Granville, April 2, 1885.
- 12) F.O. 46/330/128, Plunkett to Granville, May 7, 1885.
- 13) F.O. 46/330/132, confidential, Plunkett to Granville, May 9, 1885.
- 14) F.O. 46/331/166, confidential, Plunkett to Granville, June 17, 1885.
- 15) F.O. 46/331/168, confidential, Plunkett to Granville, June 18, 1885.
- 16) F.O. 46/331, private, Plunkett to Currie, June 19, 1885.
- 17) *Ibid.*; F.O. 46/326/106, Foreign Office to Plunkett, November 17, 1885.
- 18) F.O. 46/346/119, confidential, Plunkett to Salisbury, July 10, 1886.
- 19) F.O. 46/334/218, confidential, Plunkett to Salisbury, October 2, 1885.
- 20) F.O. 46/334/224, confidential, Plunkett to Salisbury, October 11, 1885.
- 21) F.O. 46/335/263, confidential, Plunkett to Salisbury, December 18, 1885.
- 22) F.O. 46/343/35, very confidential, Plunkett to Rosebery, March 1, 1886.
- 23) *Ibid.*; Nish, *op. cit.*, pp. 56-57.

- 24) *Ibid.*
- 25) F.O. 46/346/117, confidential, Plunkett to Salisbury, July 9, 1886.
- 26) F.O. 46/346/139, Plunkett to Iddesleigh, August 28, 1886.
- 27) F.O. 46/346/143, Plunkett to Iddesleigh, September 10, 1886.
- 28) F.O. 46/347/161, confidential, Plunkett to Iddesleigh, October 11, 1886.
- 29) F.O. 46/349/219, Plunkett to Iddesleigh, December 18, 1886. 長崎事件は日本の被害者に対して中国が1万5,500円を、日本は中国の被害者に5万2,500円を支払うことで和解が成立したが、事実上日本が中国に譲歩した形となった。
- 30) F.O. 46/365/41, confidential, Plunkett to Salisbury, February 10, 1887; F.O. 46/365/44, secret, Plunkett to Salisbury, February 10, 1887.
- 31) F.O. 46/366/61, confidential, Plunkett to Salisbury, March 8, 1887.
- 32) *Ibid.*
- 33) F.O. 46/366/71, confidential, Plunkett to Salisbury, March 18, 1883.
- 34) F.O. 46/366/78, secret, Plunkett to Salisbury, March 27, 1887.
- 35) F.O. 46/366/78, secret, Plunkett to Salisbury, March 27, 1887.
- 36) *Ibid.*
- 37) F.O. 46/341, confidential, Foreign Office to Admiralty, June 20, 1885; F.O. 46/326/72, confidential, Foreign Office to Plunkett, July 3, 1885; F.O. 46/341, Foreign Office to Admiralty, July 11, 1885.
- 38) F.O. 46/358, Board of trade to Foreign Office, May 27, 1886.
- 39) F.O. 46/358, confidential, Foreign Office to Admiralty, August 24, 1886; F.O. 46/359, Foreign Office to Admiralty, September 9, 1886.
- 40) F.O. 46/364/48, secret, Foreign Office to Plunkett, May 13, 1887.
- 41) F.O. 46/370, memorandum by Phillip Currie (?), February 18, 1887.
- 42) Dick Leonard, *Nineteenth-Century British Premiers: Pitt to Rosebery* (Hampshire: Palgrave, 2008), p. 321.
- 43) Platt, *op. cit.*, p. 272.